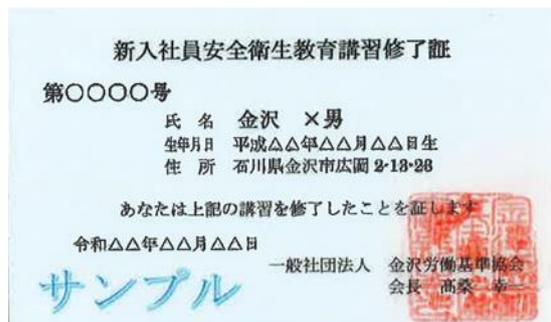


【新入社員安全衛生教育講習会】

本講習会においては新入社員を主な対象とし、労働安全衛生法第59条第1項に基づき必要な安全衛生教育を行います。

新入社員及び入社後まだ安全衛生教育を受けていない方が受講されています。
受講された方には修了証を交付します

本講習会は講義形式の教育であり、事業場において使用している機械設備または原材料等に係る事項については、各事業場において教育していただくようお願いします。



労働安全衛生法第59条第1項（安全衛生教育）要旨

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

雇入れ時の教育（労働安全衛生規則第35条）

労働者を雇い入れたときは、遅滞なく、次の事項について、教育を行わなければならないことになっています。ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種（その他の業種）の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができます。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

受講料（税込、テキスト含む）

新入社員安全衛生教育（1日間講習） 100名

会員 7,700円/人

一般 9,900円/人

カリキュラム

| 時 間 | 科 目 |
|--------------------|---|
| 9:00～11:00 2時間 | 職場の安全衛生及び安全の基本 あいさつ、きちんとした仕事、報告・連絡・相談 |
| 11:00～11:10 | 休憩 |
| 11:10～12:10 1時間 | 安全な仕事の進め方 会社のルール、免許などの資格、安全装置、保護具、点検整備 |
| 12:10～13:00 | 昼食休憩 |
| 13:00～14:00 1時間 | 快適な環境及び化学物質の取り扱い 整理・整頓・清潔・清掃、化学物質、換気装置 |
| 14:00～14:10 | 休憩 |
| 14:10～16:10 2時間 | 健康管理 心とからだの健康づくり、健康診断と会社の健康管理、熱中症 避難と応急措置 |